

吸収合併に係る事後開示書面

令和3年4月1日

株式会社エー・アンド・デイ

令和3年4月1日

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役 森島泰信

吸収合併に係る事後開示事項

当社は、令和3年2月5日付で当社と三栄インスツルメンツ株式会社（以下、「三栄」という。）との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和3年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、三栄を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本吸収合併」という。）を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

令和3年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求（会社法第784条の2）

吸収合併消滅会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第785条）

吸収合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 新株予約権買取請求（会社法第787条）

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議（会社法第789条）

吸収合併消滅会社は、令和3年2月24日付で官報において公告するとともに、同日付にて個別催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求（会社法第796条の2）

本吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、該当事項

はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第797条）

本吸収合併は、会社法796条第2項の規定に基づく簡易合併に該当するため、株式の買取請求の適用はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第799条）

当社は、令和3年2月24日付の官報及び同日付の電子公告において、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第200条第4号）

当社は、効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第200条第5号）

別紙のとおりです。

6. 会社法921条の変更登記予定日（会社法施行規則第200条第6号）

令和3年4月1日以降、会社法第921条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

7. その他吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第200条第7号）

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

令和3年2月24日

株式会社エー・アンド・デイ

令和3年2月24日

東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役 森島泰信

吸収合併に係る事前開示事項

(会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

当社は、令和3年2月5日付で当社と三栄インスツルメンツ株式会社(以下、「三栄」という。)との間で締結した吸収合併契約書に基づき、令和3年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、三栄を吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下、「本吸収合併」という。)を行うことといたしました。

会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条の規定に基づき、ここに本吸収合併に係る事前開示をいたします。

記

1. 吸収合併契約書

令和3年2月5日付で当社と三栄が締結した吸収合併契約書は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、当社の完全子会社との吸収合併であるため、本吸収合併による株式その他の金銭等の交付はありません。

3. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

三栄の最終事業年度に係る計算書類等は別紙2のとおりです。

なお、最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生日後の当社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併効力発生日後の当社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況につきまして、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本吸収合併後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上



吸収合併契約書

株式会社エー・アンド・デイ（以下「甲」という。）と三栄インスツルメンツ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（合併の方法）

第 1 条 甲と乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲が乙の権利義務の全部を承継する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続会社

商号：株式会社エー・アンド・デイ

住所：東京都豊島区東池袋三丁目 2 3 番 1 4 号

（2）吸収合併消滅会社

商号：三栄インスツルメンツ株式会社

住所：東京都豊島区東池袋三丁目 2 3 番 1 4 号

（効力発生日）

第 2 条 本合併がその効力を生ずる日は、令和 3 年 4 月 1 日（以下「効力発生日」という。）とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができる。

（合併に際して交付する金銭等）

第 3 条 甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本合併に際して甲は乙の株主に対し、乙の株式に代わる甲の株式その他の金銭等の交付を行わない。

（資本金及び準備金の額に関する事項）

第 4 条 甲は、本合併に際して資本金及び準備金の額を変更しない。

（簡易合併、略式合併）

第 5 条 甲は、会社法第 7 9 6 条第 2 項の規定により、本契約について同法第 7 9 5 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本合併を行う。

2 乙は、会社法第 7 8 4 条第 1 項の規定により、本契約について同法第 7 8 3 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本合併を行う。

(会社財産の引継ぎ)

第 6 条 乙は、効力発生日における一切の資産、負債その他権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

(会社財産の管理等)

第 7 条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ、一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議のうえこれを実行する。

(合併条件の変更及び合併契約の解除)

第 8 条 本契約締結の日から効力発生日までの間に天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重要な変動を生じたとき、又は本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲乙協議のうえ本合併の条件を変更又は本契約を解除することができる。

(本契約の効力)

第 9 条 本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承継等に本合併の実行に重大な支障をきたす条件若しくは制約等が付された場合
- (2) 第 8 条に従い本契約が解除された場合

(本契約規定以外の事項)

第 10 条 本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨にしたがって甲乙協議のうえこれを決定する。

以上

本契約の成立を証するため契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ甲が原本を保有し、乙が原本の写しを保有する。

令和3年2月5日

甲： 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
株式会社エー・アンド・デイ
代表取締役 森島泰信



乙： 東京都豊島区東池袋三丁目23番14号
三栄インスツルメンツ株式会社
代表取締役 野口美敏



第7期 事業報告

(自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日)

三栄インスツルメンツ株式会社

企業集団の現況に関する事項

事業の経過及びその成果

当社は、平成27年6月に株式会社エー・アンド・デイの連結子会社となり、株式会社エー・アンド・デイが日本アビオニクス株式会社から譲渡を受けた工業計測機器事業の国内の販売会社として、レンタル市場や電力市場、鉄鋼市場、鉄道市場での計測装置の更新需要を獲得、大型システム案件に関しましては宇宙航空研究開発機構向けの試験システム、画像監視システムを獲得してきました。

令和元年6月以降、当社の営業事業を株式会社エー・アンド・デイへ統合すべく、従業員の転籍、引き合い案件の株式会社エー・アンド・デイへの移行を進めてまいりました。現在、取引先との契約の関係で、全てを株式会社エー・アンド・デイへの移行することが困難な案件もあり、三栄インストルメンツ株式会社としての売上が継続している状態であります。

これらのことにより、当会計期間における業績は、総売上高 3 億 1 千 9 百万円、営業利益 23,172 千円、経常利益 23,342 千円、当期純利益 16,751 千円となりました。

決算報告書

(第7期)

自 平成31年4月1日
至 令和2年3月31日

三栄インスツルメンツ株式会社

豊島区東池袋三丁目23番14号
ダイハツニッセイ池袋ビル5階

損益計算書

三栄インスツルメンツ株式会社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
【売 上 高】		
売 上 高		319,137,180
【売 上 原 価】		
期 首 棚 卸 高	955,780	
仕 入 高	258,964,331	
* * 合 計 * *	259,920,111	
期 末 棚 卸 高	6,481,200	253,438,911
		65,698,269
売上総利益金額		
【販売費及び一般管理費】		42,525,833
		23,172,436
営業利益金額		
【営業外収益】		
受 取 利 息	1,361	
受 取 配 当 金	1,000	
雑 収 入	167,972	170,333
【営業外費用】		
支 払 利 息		477
		23,342,292
経常利益金額		
税引前当期純利益金額		23,342,292
法人税、住民税及び事業税	2,719,231	
法人税等調整額	3,871,099	6,590,330
当期純利益金額		16,751,962

販売費及び一般管理費

三栄インスツルメンツ株式会社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
給 与 手 当	10,722,600
賞 与	642,680
通 勤 費	747,310
出 向 者 負 担 金	9,964,194
法 定 福 利 費	1,704,527
福 利 厚 生 費	133,651
旅 費 交 通 費	3,028,032
通 信 費	1,113,337
交 際 費	999,691
減 価 償 却 費	108,000
賃 借 料	1,281,114
消 耗 品 費	5,800
租 税 公 課	172,600
運 賃	313,312
事 務 用 品 費	963,140
支 払 手 数 料	583,987
リ ー ス 料	1,322,003
支 払 報 酬 料	825,000
会 議 費	159,548
販 売 奨 励 金	163,776
雑 費	7,571,531
合 計	42,525,833

株主資本等変動計算書

三栄インスツルメンツ株式会社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

株主資本

資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>35,000,000</u>
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高及び当期末残高		<u>25,000,000</u>
その他資本剰余金	当期首残高及び当期末残高		<u>23,240,645</u>
資本剰余金合計	当期首残高及び当期末残高		<u>48,240,645</u>
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	当期首残高		65,391,073
	当期変動額	当期純利益	<u>16,751,962</u>
	当期末残高		<u>82,143,035</u>
利益剰余金合計	当期首残高		65,391,073
	当期変動額		<u>16,751,962</u>
	当期末残高		<u>82,143,035</u>
株主資本合計	当期首残高		148,631,718
	当期変動額		<u>16,751,962</u>
	当期末残高		<u>165,383,680</u>
純資産合計	当期首残高		148,631,718
	当期変動額		<u>16,751,962</u>
	当期末残高		<u>165,383,680</u>

個別注記表

三栄インスツルメンツ株式会社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

基本要領

この計算書類は、中小企業の会計に関する基本要領によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法を採用しています。

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く。)は定額法)を採用しています。

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

(3) リース資産 所有者移転外ファイナンスリース取引に係るリース資産。
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

計算書類作成のための重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数に関する事項

前期末株式数(発行済普通株式)	30,000株
当期増加株式数(発行済普通株式)	
当期減少株式数(発行済普通株式)	
当期末株式数(発行済普通株式)	30,000株

監査報告書

私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第7期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和2年4月20日

三栄インスツルメンツ株式会社

監査役 西島 和弘

